

社団法人 日本ボート協会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人 日本ボート協会 (Japan Rowing Association) という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都渋谷区神南 1 丁目 1 番 1 号におく。

第 2 章 目的および事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、ボート競技を振興して日本国民の体力の向上とスポーツ精神を育成することによりわが国文化の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)ボート競技の普及振興とスポーツ精神を育成するためその根本方針の
確立
- (2)全日本選手権大会および各種競漕会の開催
- (3)オリンピック大会およびこれに準ずる国際競漕大会に日本を代表する
クルーおよび役員を選定し、参加させること
- (4)ボート競技に関する諸規則の制定
- (5)ボート競技に関する調査・研究・指導・強化ならびに普及啓発
- (6)スポーツマンシップの育成と競技者資格の決定
 - (7)競漕艇および附属具の規格の決定と審査
 - (8)各種ボート競技に関する図書の刊行
 - (9)その他の目的を達成するため必要な事業

第 3 章 会 員

(会員の種類)

第 5 条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1)正 会 員 都道府県におけるボート競技を統轄する団体の代表者および理事会の承認を受けた団体の代表者、ならびに学識経験者で、理事会において選任し、総会の承認を受けた者。
- (2)賛助会員 この法人の事業を援助する個人または団体。
- (3)名誉会員 この法人の目的達成に多大の貢献をした者で、総会の決議をもって推薦された者。

2. 会員は、別に定める会費を納めるものとする。ただし名誉会員は、会費を納めることを要しない。

(入会方法)

第 6 条 この法人に入会しようとするものは、会費を添えて入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承認をもって会員となるものとする。

(会員の権利)

第 7 条 会員は、この法人の主催する諸事業に参加することができるほか機関誌の優先的配布ならびに刊行図書について特典をうけることができる。

(資格の喪失)

第 8 条 会員は次の事由によってその資格を喪失する。

- (1)退 会
- (2)死亡または団体の解散
- (3)禁治産または準禁治産の宣告
- (4)破産宣告
- (5)失踪宣言
- (6)除 名

(退 会)

第 9 条 会員で退会しようとするものは、理由を付して退会届を提出しなければならない。

(除名)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

(1)会費の未納が1年以上におよぶとき

(2)この法人の会員としての義務に違反したとき

(3)この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為のあったとき

(会費の返還)

第 11 条 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第 4 章 役員、評議員および職員

(役員)

第 12 条 この法人に次の役員をおく。

理事 30名以上38名以内(うち会長1名、副会長5名以内、理事長1名を含む)。

監事 3名

(役員を選出)

第 13 条 会長および副会長は総会で推挙し、就任と同時に理事となる。

2. 理事および監事は、総会で選任し、理事は互選で理事長を選出する。

(会長、副会長の職務)

第 14 条 会長はこの法人の事務を総理し、この法人を代表する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

(理事長の職務)

第 15 条 理事長は会長および副会長を補佐し、理事会および総会の議決に基づきこの法人の事務を処理する。

(理事の職務)

第 16 条 理事は理事会を組織し、この定款に定めるもののほか、総会の議決に基づき、この法人の総会ならびに評議員会に属せしめられた事項以外の事項を議決し執行する。

(監事の職務)

第 17 条 監事は、民法第 59 条に規定する職務を行なう。

2 . 監事は、この法人の他の職務を兼ねることはできない。

(役員 の任期)

第 18 条 役員 の任期は 2 年とし、再選を妨げない。

2 . 補欠または増員による役員 の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 . 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

4 . 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為のあった場合、または特別の事情のある場合には、その任期中であっても総会および理事会の議決により会長がこれを解任することができる。

(評議員)

第 19 条 この法人に、100 名以上 110 名以内の評議員をおく。

(評議員 の選出および任期)

第 20 条 評議員は別に定めるところにより正会員の推薦に基づき会長が委嘱する。

2 . 評議員には第 18 条の規定を準用する。この場合同条中「役員」とあるのを、「評議員」と読みかえるものとする。

(評議員 の職務)

第 21 条 評議員は評議員会を組織し、会長の諮問に応じて重要事項を審議する。

(職 員)

第 22 条 この法人の事務を処理するため職員をおく。

2 . 職員は理事会の承認を得て会長が任免する。

3 . 職員は有給とする。

第 5 章 名誉会長、顧問および参与

(名誉会長、顧問および参与)

第 23 条 この法人には、名誉会長、顧問および参与をおくことができる。

2 . 名誉会長は、総会で推挙する。

3. 顧問および参与は、総会で推挙し、会長が委嘱する。
4. 顧問および参与は、重要事項について随時会長の諮問に応じて審議し、または建議する。

第 6 章 会 議

(理事会)

- 第 24 条 理事会は、毎月 1 回会長が召集する。ただし会長が必要と認めた場合、または理事現在数 2 分の 1 以上から会議の目的を示して請求があったときは、会長は臨時理事会を召集しなければならない。
2. 理事会は、理事現在数の 2 分の 1 以上出席しなければ会議を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
 3. 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 4. 理事会の議長は、会長とする。

(評議員会)

- 第 25 条 評議員会は評議員をもって構成し毎年 1 回会長が召集する。
2. 第 24 条、第 2 項および同条第 3 項の規定は、評議員会に準用する。この場合、同条、同項中「理事会」を「評議員会」、「理事」を「評議員」と読みかえるものとする。
 3. 評議員会の議長は、評議員の中からそのつど会長が指名して定める。

(総会の招集)

- 第 26 条 総会は、正会員をもって構成し、通常総会は、毎年 1 回会計年度終了後、2 カ月以内に会長が召集する。
2. 会長は、正会員現在数の 3 分の 2 以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から 20 日以内に臨時総会を招集しなければならない。会長または監事が必要と認めたときも同様とする。

(総会の議長)

- 第 27 条 通常総会の議長は会長とし、臨時総会の議長はそのつど正会員の互選で定める。

(総会の通知)

第 28 条 総会の招集は、少なくとも 10 日以前にその会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって正会員に通知する。ただし、会長が緊急の必要ありと認めた場合はこの限りでない。

(総会に付議すべき事項)

第 29 条 次の事項は通常総会に提出してその承認を受けなければならない。

- (1)事業計画および収支予算
- (2)事業報告および収支決算
- (3)財産目録
- (4)その他理事会が必要と認めた事項

(総会の成立)

第 30 条 総会は、正会員現在数の 2 分の 1 以上出席しなければ会議を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思表示した者は出席者とみなす。

(総会の決議)

第 31 条 総会の議事は、この定款で定めるものを除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面による表決)

第 32 条 会長は、簡易な事項または緊急を要する事項については、書面を送付して賛否を求め、会議に代えることができる。

(議事録)

第 33 条 総会、評議員会および理事会の議事録は、議長が作製し、議長および出席者代表 2 名以上が署名捺印のうえこれを保存する。

第 7 章 資産および会計

(資 産)

第 34 条 この法人の資産は次のとおりとする。

- (1)この法人設立当初日本漕艇協会から継承した別紙財産目録記載の財産

- (2)会 費
- (3)事業に伴う収入
- (4)資産から生ずる果実
- (5)寄付金品
- (6)その他の収入

(資産の種類)

第 35 条 この法人の資産を分けて、基本財産および運用財産の2種とする。

- 2. 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する財産および将来基本財産に編入される資産で構成される。
- 3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
- 4. 寄付金品であって、寄付者の指定あるものは、その指定に従う。

(財産の管理、保管)

第 36 条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち、現金は理事会の議決に基づき確実な有価証券を購入するかまたは定期郵便貯金とし、ももくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として会長が保管する。

(基本財産の処分)

第 37 条 基本財産は、処分し、または担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会および総会の議決を経て、かつ文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限り処分し、または担保に供することができる。

(運用財産)

第 38 条 この法人の事業遂行に要する費用は、会費、事業に伴う収入および資産から生ずる果実等の運用財産をもって支弁する。

(事業計画、収支予算)

第 39 条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、会長が編成し理事会の議決を経て、毎会計年度開始前に文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画および収支予算を変更した場合も同様とする。

(収支決算)

- 第 40 条 この法人の収支決算は、会長が作成し、財産目録および事業報告書ならびに会員の異動状況書とともに監事の意見をつけ総会の承認を受けて、毎年会計年度終了後 2 カ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。
2. この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決および総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年に繰り越すものとする。

(新たなる業務の負担および権利の放棄)

- 第 41 条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をしまたは権利の放棄をしようとするときは、理事会および総会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。
2. 借入金(その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く)についても同様とする。

(会計年度)

- 第 42 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

第 8 章 定款の変更ならびに解散

(定款の変更)

- 第 43 条 この定款の変更は、理事会および総会においておのおのの現在数の 3 分の 2 以上の同意による議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(解 散)

- 第 44 条 この法人の解散は、理事会および総会においておのおのの現在数の 4 分の 3 以上の同意による議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

- 第 45 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会および総会において、おのおのの現在数の 4 分の 3 以上の同意による議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益事業に寄付するものとする。

第 9 章 補 則

(細 則)

第 4 6 条 この定款施行についての細則は、理事会の議決に基づき会長が定める。

付 則

(省 略)